

第2 因果関係

1. 因果関係の意義

(1) 意義

結果犯において構成要件該当性があるといえるためには、実行行為のほかに、それに基づいて一定の構成要件的結果が惹起されたことが必要である。

〔事例〕 Aに殺人罪（既遂犯）が成立するには、Aが発砲した行為とBが死亡したという結果との間に因果関係が必要である。

(2) 因果関係の機能（実益）

因果関係は、未遂犯と既遂犯の区別として機能する。また、結果的加重犯が成立するためには、加重結果について因果関係が必要とされる。

1. Aが殺意をもってBに発砲したケース

- ・ Bの死の結果に因果関係があれば、Aは殺人罪（殺人既遂罪）となる。
- ・ Bの死の結果に因果関係がなければ、Aは殺人未遂罪にとどまる。

2. Aが傷害の故意をもってBに発砲したケース

- ・ Bの死の結果に因果関係があれば、Aは傷害致死罪となる。
- ・ Bの死の結果に因果関係がなければ、Aは傷害罪にとどまる。

2. 条件関係

(1) 意義

因果関係の理論は、条件関係の存在を前提としたうえで、刑法上取り扱うべき範囲をいかにして限定するのかを議論する。

(2) 条件関係の判断

ア 基本公式

条件関係とは、当該行為がなかったならば当該結果は生じないであろうという関係をいう（あれなければこれなし）。= *conditio sine quod non*

イ 結果の具体的把握

条件関係の公式にあてはめる「結果」は、具体的なその時点において現に発生した結果でなければならない（公式にいう「当該」とはこの意味である）。例えば、Aが瀕死のBに毒を飲ませた場合、当該時間に死亡したことが「結果」であり、毒を飲ませなくても数時間後に死亡した場合でも条件関係を否

定してはならない。もしAが瀕死のBに毒を飲ませてもBの死期をまったく早めなかった場合には条件関係は否定される

◆最判平成4年7月10日

事案：被告人は、酒に酔い無灯火でセンターラインを超えて走ってきた対向車に衝突し、被害者を死亡させた。

判旨：「被告人において前方注視を怠っていなければ本件事故を回避することが可能であったとはいえず、また、他に被告人に注意義務違反があったとも認められないから、本件事故につき被告人に過失があったとはいえない。」

* 本判決は、結果回避可能性がないとして客観的注意義務（実行行為性）を欠くとした。結果回避可能性がないときは、因果関係の否定でなく、過失犯としての実行行為性を欠くとすべきである。

(3) 条件関係に関する問題

ア 仮定的因果関係

仮定的因果関係とは、現にある行為によって結果が生じたが、仮に当該行為がなかったとしても、他の事情（仮定的要素）から同じ結果を生じたであろう場合である。

イ 条件関係の択一的競合

条件関係の択一的競合（二重因果関係）とは、競合してある結果を発生させた2個以上の行為が単独でもそれぞれその結果を生じさせたと考えられる場合をいう。

ウ 重疊的因果関係

重疊的因果関係とは、2つ以上のお互いに独立に行われた行為が、単独では結果をひき起こしえないが、合併することによって初めて結果をひき起こした場合をいう。

エ 因果関係の断絶

因果関係の断絶とは、同一の結果に向けられた先行条件が功を奏しないうちに、それと無関係な後行の別個の条件によって、結果が発生させられた場合をいう。

〔事例〕 Aが殺意をもってXに致死量の毒を飲ませたところ（先行条件）、まったくその効果が現れないうちに、Bが殺意をもってXにピストルを発砲してXは死亡した。

(ア) 因果関係の断絶の場合、Aの行為とXの死亡という具体的結果との間に条件関係そのものが認められない。したがって、Aは殺人未遂罪にとどまる（203条、199条）。

(イ) 他方、当該行為がなかったならば当該結果が生じなかったであろうという条件関係の公式にいう当該結果とは、具体的態様における結果をいうが、この場合にはBの行為によりXの死亡時期が早まったことは明白であり、Bの行為とXの死亡との条件関係は肯定される。したがって、Bには殺人既遂罪が成立する（199条）。

因果関係の断絶	条件関係がない。条件関係の存否の問題
因果関係の中断	条件関係はあるが、刑法上の因果関係がない。因果関係理論の問題

* 「因果関係の中断論」

条件説に加えて、因果関係の進行中に、①自然的事実または②故意に基づく他人の行為が介入した場合には、因果関係は中断（否定）されるとする。

オ 不作為犯の因果関係

不作為の因果関係においては、「不作為がなかったならば」と不作為を除外するだけでなく、「期待された行為をしていたならば」という仮定的・規範的な判断を加えざるをえない。

3. 因果関係の理論

(1) 条件説と相当因果関係説

条件関係があることを前提として、さらに、どの範囲で刑法上の因果関係を認めるか。刑法上の因果関係を認めるためには、条件関係の存在だけでは足りず、当該行為から当該結果が発生するのが社会通念上相当であると認められることが必要であると解する（相当因果関係説）。

◆最決昭和42年10月24日（米兵ひき逃げ事件）

事案：被告人が自動車運転中、自らの過失により被害者を自動車の屋上に跳ね上げたが、これに気づかずにそのまま走行していた。やがて同乗者がこれに気づき、被害者を引きずり落としたため、被害者は収容先の病院で死亡した。死因が当初の衝突事故によるか、同乗者の行為によるか（転落死か）が不明であった。

判旨：「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。」

* 本決定は、相当因果関係説の表現を用いており、業務上過失致傷罪にとどまるものとした（致死について因果関係を否定した）。

(2) 相当性判断の基礎事情

相当因果関係説をとるとして、相当性の判断をめぐってさらに見解が分かれる。これらは相当性判断のための基礎事情として何を抽出するかの争いである。

<p>a 主観的相当因果関係説</p> <p>行為者が<u>行為の当時に認識した事情</u>および<u>認識しえた事情</u>を相当性判断の基礎事情とする。これは主観主義に立つ新派の立場である。現在この学説をとるものはいない。</p> <p>[批判]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・因果関係は客観的帰責の問題であるから、客観的事情を基礎にすべきである。 ・不注意な行為者にとって総じて因果関係の認められる場合が少なくなってしまう。 ・因果関係と責任の混同がある。
<p>b 折衷的相当因果関係説</p> <p>行為の時の行為者の立場に立って、<u>一般人が認識しえた事情</u>および<u>行為者が現に認識していた事情</u>を相当性判断の基礎事情とする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当性判断の対象となる<u>実行行為は主観と客観の統合体</u>である。 ・構成要件は有責類型でもあり、主観的要素を考慮することで客観的に存在する条件関係をさらに限定することができる。 <p>[批判]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為者の主観を考慮することにより責任の判断を前取りしてしまう。 ・共犯者間で認識している事情が異なると、因果関係の判断がまちまちになる。
<p>c 客観的相当因果関係説</p> <p><u>裁判官の立場に立って</u>（つまり裁判時に判断する）、<u>行為当時に客観的に存在したすべての事情</u>および<u>行為後に生じた事情</u>でも<u>行為当時に一般人が予見可能な事情</u>はすべて相当性判断の基礎事情とする。</p> <p>(理由)</p> <p>因果関係は客観的帰責の問題であるから、相当性の判断も客観的事情を基礎とすべきである。</p> <p>[批判]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為当時存在した事実をすべて考慮することは因果関係を肯定する場合が多くなり、条件説に等しくなる。 ・<u>行為当時の事実と行為後の事実とを区別する理論的根拠を欠く</u>。

◆最決昭和53年3月22日（熊うち事件）

事案：被告人は、被害者を熊と誤認して猟銃を誤射し瀕死の重傷を負わせた。被告人は、被害者の苦悶の状況から早く楽にさせようと決意し、さらは一発を発射しAを即死させた。

判旨：本決定は、行為後の犯人の行為の介入ケースであるが、誤射行為（過失行為）と死亡との因果関係を否定した（業務上過失傷害罪と殺人罪の併合罪）。

◆最決昭和63年5月11日（柔道整復師事件）

事案：医師資格のない柔道整復師が、被害者から風邪ぎみであるとして治療の依頼を受け、熱が上がれば体温により雑菌を殺す効果があって風邪は治るとの誤った考えから、熱を上げること、水分や食事を控えること等を指示したところ、被害者がこの指示を守り続けたため、脱水症状に陥り、気管支肺炎による心不全により死亡した。

判旨：「被告人の行為は、それ自体が被害者の病状を悪化させ、ひいては死亡の結果をも引き起こしかねない危険性を有していたものであるから、医師の診察治療を受けることなく被告人だけに依存した被害者側にも落度があったことは否定できないとしても、被告人の行為と被害者の死亡との間には因果関係がある」

- * 本決定は、行為後の被害者の行為の介入ケースであるが、誤った治療の指示と死亡との因果関係を肯定した（業務上過失致死罪）。結果発生の直接的原因が行為後の介入事情（被害者が指示に従ったこと）にあるが、誤った治療の指示自体が、被害者がそれに従うことから（誘発行為）、行為自体に危険性があると説明できる

◆最決平成2年11月20日（大阪南港事件）

事案：被告人が被害者の頭部を洗面器などで数回強打し意識を失わせ、港の資材置き場に放置したところ、第三者が被害者の頭部を角材で強打し、被害者は翌日死亡した。

判旨：「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ」る。

- * 本決定は、行為後の第三者の行為の介入ケースであるが、被告人の暴行と死亡との因果関係を肯定した（傷害致死罪）。本件は、行為後の介入事情（第三者による故意の暴行）に対する予見可能性はないから、これを基礎事情に入れなくて相当性を判断することになるため、従来の相当因果関係説では対処できないと指摘された。最近の判例は「行為の危険性が結果へと現実化した」とき因果関係を肯定している。本件は、被告人の暴行により死因が形成されており（行為の危険性あり）、死期をわずかに早める程度の介入事情があっただけであり、行為の危険性の結果への現実化は否定されない。

◆最決平成4年12月17日（スキューバダイビング事件）

事案：夜間のスキューバダイビングの講習指導中に、指導者である被告人が受講生らに特別の指示を与えないままそばを離れたところ、取り残された指導補助者が受講生らに誤って水中移動を指示し、これに従った被害者が水中移動中に空気を使い果たし溺死した。

判旨：「被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者らの適切な指示、誘導がな

ければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げない。

- * 本決定は、行為後の被害者と第三者の行為の介入ケースであるが、因果関係を肯定した（業務上過失致死罪）。本件は、結果発生の直接的原因が行為後の介在事情（受講生の不用意な行動）にあるが、被告人の行為は被害者の不適切な行為を誘発する危険性の高いものであり、それにより被害者が死亡したから、「行為の危険性が結果へと現実化した」と説明できる。

◆最決平成15年7月16日

事案：暴行を受けた被害者が現場から逃走するため高速道路に進入したところ、自動車にひかれて死亡した。

判旨：「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができる」

- * 本決定は、行為後の被害者の行為の介入ケースであるが、暴行と死亡との間の因果関係を肯定した。本件は、結果発生 of 直接的原因が行為後の介在事情（被害者の逃走）にあるが、この逃走行為は被告人らの暴行により誘発されたものと言える。激しい暴行を受けた被害者が、気が動転した状態で必死に逃走するのは当然であり、「行為の危険性が結果へと現実化した」と説明できる。

◆最決平成16年2月17日

事案：暴行を受けた被害者が、手術によりいったんは容体が安定したものの、無断退院しようと治療用の管を抜くなど医師の指示に従わなかったため死亡した。

判旨：「被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係がある」

- * 本決定は、行為後の被害者の行為の介入ケースであるが、暴行と死亡との間の因果関係を肯定した（傷害致死罪）。被告人らによる傷害は死亡の結果をもたらしえる身体の損傷であり、被害者の行為により結果へと現実化することが阻止されなかったと説明できる。

◆最決平成16年10月19日

事案：高速道路上で第三者Aの運転に立腹した被告人が、Aに謝罪させるためにAの車（大型トレーラー）を高速道路上に停止させ、Aに暴行を加えて現場を走り去った後、停止中だったAの車に後続車が追突し後続車の運転者らが死傷した。

判旨：「Aに文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第3通行帯上に自車及びA車を停止させたという被告人の本件過失行為は、それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたというべきである。そして、本件事故は、被告人の上記過失行為の後、Aが、自らエンジンキーをズボンのポケットに入れたことを失念し周囲を捜すなどして、被告人車が本件現場を走り去ってから7、8分後まで、危険な本件現場に自車を停止させ続けたことなど、少なからぬ他人の行動等が介在して発生したものであるが、それらは被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったといえる。そうすると、被告人の過失行為と被害者らの死傷との間には因果関係があるというべきである」。

- * 本決定は、行為後の被害者と第三者の行為の介入ケースであるが、被告人の過失行為と死傷との因果関係を肯定した（業務上過失致死傷罪）。「行為の危険性が結果へと現実化した」と説明できる。

◆最決平成18年3月27日

事案：被告人が自動車後部のトランク内に被害者を押し込んで脱出不能にして走行した後、道路上に自動車を停車させていたところ、第三者が前方不注意により車を追突させたため、トランク内に押し込まれていた被害者が死亡した。

判旨：「被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。」

- * 本決定は、行為後の第三者の行為の介入ケースであるが、監禁行為と死亡との因果関係を肯定した（逮捕監禁致死罪）。なお、過失犯の要件である予見可能性も別途問題となる。

4. 因果関係が問題となる事例

因果関係が問題となる事例
① <u>行為当時に存在していた特殊な事情が影響を与えた場合</u> (広義の相当性)
② <u>行為後に生じた特殊な事情が影響を与えた場合</u> (狭義の相当性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者の行為が介在 ・ 被害者の行為が介在 ・ 行為者自身の行為が介在

(1) 判例のメルクマール

① 行為自体のもつ危険性の現実化 最決昭和63年5月11日、最決平成4年12月17日、最決平成16年10月19日
② 死因を形成したか 最決平成2年11月20日、最決平成16年2月17日
③ それ以外 最決平成15年7月16日

(2) ①行為自体のもつ危険性の現実化

<p><介在行為を包摂する危険の創出></p> <p>不適切な介在行為は、「当初の被告人の行為が持つ危険性の範囲以内のもの」であり、「介在事情はそのような被告人の行為の危険性が順調に現実化していく過程における中でのものである」と言える場合。</p> <p>* 「<u>行為の持つ危険性の判断</u>」と、そのような「<u>危険性が現実化したという判断</u>」は明らかに異なるので注意。行為のもつ危険性が認定されれば、直ちに因果関係が肯認されるわけではない。<u>実行行為の持つ客観的な危険性と事案の具体的経過においてそれがいかに結果に向け発現したか、つまり、行為の結果に対する影響度・寄与度を問題にすべき</u>ということである。</p> <p><平成16年10月19日判例の読み方></p> <p style="text-align: center;">実行行為 (停止行為=過失行為) → 被告人の暴行 → 他者の行為 → 結果発生</p> <p>本件で車の停止継続の一因となった「エンジンキーの所在を被害者が失念して周辺を捜すなどして時間を費やした」等の事情は、被告人が車を停止させたこと自体 (=実行行為) から生じたというより、<u>その後、被告人が被害者に加えた暴行等が加わって生じた (介在事情)</u> と見ること</p>
--